

連結決算書における評価単位の形成

岐 山 幸 繁

Bildung von Bewertungseinheiten in Konzernabschluss

Yukishige HAGEYAMA

I はじめに

会計法現代化法 (BilMoG) を通じてドイツ商法にヘッジ会計, すなわち評価単位の形成に係る規定が設けられた。商法典 254 条がそれである。同規定により, 評価単位に関する正規の簿記の諸原則 (GoB) を商法目的に沿って解釈していた従来の会計処理が法文化され, 評価単位によるヘッジ会計は法的にも認知されることとなった。しかしながら, 法文化により, 例えば連結決算書での評価単位の形成において条文 (規定) の解釈および適用上の問題が生じているように思われる。本稿では連結決算書における評価単位形成の実態を管見するとともに, 298 条 1 項を通じて生じる評価単位の形成に関わる問題を考察する。同規定は, 別段の定めがない限り, 連結決算書の作成においては年度決算書 (個別決算書) で適用された商法規定を準用することを要請している。

BilMoG は国際的な会計基準 (IFRS) に対抗しうる会計法 (商法) の構築を目指している。ここでは年度決算書はこれまでどおり配当額の測定と税法上の利益決定の基礎とされる。年度決算書は, これまでと同様, 商法規定に従って作成することを義務付けられ, IFRS は年度決算書の作成にはなんら関わらない。それに対し, 連結決算書については商法も IFRS もともに関わりをもつことになる。すなわち, 資本市場指向的 (上場) 企業は連結決算書を IFRS に従って作成, 開示しなければならないが, 他方, 非資本市場指向的 (非上場) 企業の場合は連結決算書を商法か IFRS に従って作成, 開示するという選択権が認められているのである (315a 条)。

ところで, 連邦電子開示システム (elektronischer Bundesanzeiger) では 3,500 ないし 4,000 の非上場企業の連結決算書が開示されている。キューティング = ラムの調査¹⁾によれば, そのような企業 (コンツェルン) の 5%ほどが IFRS による会計に切り替えているにすぎない。言い換えれば, ドイツの非上場企業のほとんどは連結決算書を IFRS ではなく商法規定に従って作成, 開示しているのである。このように, ドイツの非上場企業の連結決算においては依然として商法が支配的であるといえる。

以下においては, まず, 評価単位の形成に係る商法規定について簡単に考察し, その上で連結

決算書における評価単位形成の実態を紹介して、それを踏まえて評価単位形成上の2つの問題点を検討する。

II 経済的ヘッジ関係の構築と評価単位の形成

BilMoGを通じて新たに規定された商法典 254 条は、次のとおりである。

254 条 評価単位の形成

資産、負債、未決取引または高い確率で期待される取引が類似のリスクの発生により生じた逆方向の価値変動またはキャッシュフローを相殺する目的で金融商品と一体化される場合は（評価単位）、逆方向の価値変動またはキャッシュフローが相殺される金額と期間において、249 条 1 項、252 条 1 項 3 号と 4 号、253 条 1 項 1 文および 256a 条は適用されないものとする。1 文の意味における金融商品には、商品の購入または販売に関わる先物取引も該当する。

254 条は、類似のリスクから生じる逆方向の価値変動またはキャッシュフローを相殺するためにヘッジ対象（基礎取引）が金融商品、すなわちヘッジ手段（ヘッジ取引）と一体化されている状態を対象にしている。同規定は基礎取引として次の4つを挙げている。

- ① 資産
- ② 負債
- ③ 未決取引、または、
- ④ 高い確率で期待される取引

これらの基礎取引にヘッジ取引が結びつけられ、両取引が類似のリスクに晒されていて、かつそれぞれ逆方向で価値変動またはキャッシュフローが生じている場合、基礎取引とヘッジ取引によって評価単位が形成される。

この場合、リスク管理活動としての経済的ヘッジ関係の構築と商法規定による会計上の評価単位の形成とは明確に区別されなければならない。すなわち、まず、企業のヘッジ活動による経済的ヘッジ関係の構築がある。経済的ヘッジ関係とは、ヘッジ対象とヘッジ手段とが一体化されている関係である。ヘッジ対象とヘッジ手段との間には経済的な関連性があり、それぞれ逆方向の価値変動またはキャッシュフローによる相殺作用がなければならない。

この経済的ヘッジ関係と商法規定による評価単位の形成、すなわち会計的写像は区別されなければならないのである。企業はリスク管理の枠組で経済的ヘッジ関係を構築し、その上でそれを評価単位として形成（写像）する。そしてこの場合、254 条や GoB が留意されなければならない。

さて、評価単位の形成においてドイツ経済監査士協会（IDW）は、ヘッジ関係が有効であり、かつ評価単位の文書化に対する要請が満たされていれば、マイクロヘッジ、マクロヘッジおよびポートフォリオヘッジとしての評価単位が容認されるとしている²⁾。また、IDW によれば、ヘッジ関係の構築時には一定期間、ヘッジ関係を維持する意図（維持の意図）がなければならない。この場合、ヘッジ取引はヘッジ関係の存続中、同一の取引で基礎取引に対応する必要はない。その時々状況に応じて取り替えられたり、場合によっては早期にヘッジ関係を解消することができる³⁾。

高い確率で期待される取引も基礎取引とすることができる。いわゆる予定取引であり、貸借対照表時点では未だ契約されていないが高い確率で期待され、またすでに1つ以上のヘッジ取引によってヘッジされている場合であって、予定評価単位として形成されることとなる⁴⁾。

さらに、254条によれば商品先物取引を含むすべての金融商品がヘッジ取引とされる。金融商品は、契約に基づき貨幣の支払いまたは他の金融商品の受渡しを伴う資産または負債である。商法上、金融商品の概念は特に定義されていないので、金融商品には本源的金融商品のほかにデリバティブ金融商品も含まれることとなる。

以上のような評価単位が形成される場合、基礎取引とヘッジ取引のそれぞれ逆方向の価値変動またはキャッシュフローが相殺される金額と期間について商法上の一定の規則が適用除外となる。すなわち、予想損失引当金の設定(249条1項)、個別評価原則(252条1項3号)と慎重原則(252条1項4号)、取得原価原則(253条1項1号)および外貨換算(256a条)がそれである。その結果、評価単位を形成する基礎取引とヘッジ取引の価値変動またはキャッシュフローは互いに相殺されて期間損益に作用せず、また評価単位自体は1つの評価対象として一般原則に従って処理されることとなる。

Ⅲ 連結決算書における評価単位形成の実態

新商法典の施行により、ドイツ企業は経済的ヘッジ関係を商法規定に基づき評価単位として形成することとなった。ここに、新法施行直後(2010年)の非上場中堅企業(コンツェルン)の連結決算書における評価単位形成の実態を調査した研究がある。オザー等の実証研究がそれである⁵⁾。以下においては、彼らの実証研究を紹介するかたちでドイツ中堅企業における評価単位の形成状況について考察する。

1 実証研究の概要

オザー等の実証研究は、新商法規定の解釈と実務への適用において法規と実務の間でいかなる差異(ずれ)ないし問題が生じているかを調査し、考えうる適用上の誤りや矛盾を明らかにして新商法による会計実務の発展に寄与しようというものである⁶⁾。

実証研究ではBilMoGの論点であった8つのテーマ、すなわち、無形資産、自己資本、その他の引当金、年金引当金、税効果会計、評価単位、特別目的会社および附属説明書の記載が取り上げられているが、本稿では特に評価単位に限定して考察する。

BilMoGによる新規定の大部分は2009年12月31日以後に始まる営業年度から適用され、暦年では2010営業年度からとなる。調査は2011年8月31日時点で行われ、それゆえ2010営業年度の連結決算書のみが対象とされている。

調査の母集団は連邦電子開示システムで開示されている連結決算書である。そのなかからまず無作為抽出法により、親企業の規模、業種、法形態および所在地に関係なく1,900の連結決算書が抽出された。次に、そのうち営業年度が暦年(2010年1月1日から2010年12月31日まで)と一致し、かつ連結決算書が調査開始時点までに開示されているコンツェルンが対象とされた。なお、商法典325条1項2文および3項によると、連結決算書は営業年度終了後12ヶ月以内に連邦電子開示システムで開示することとされている。かくして、最終的に調査開始時点までに決算書が開示されていた132コンツェルンが調査の対象とされた⁷⁾。

2 新商法規定に基づく評価単位の形成

(1) 評価単位の形成状況

オザ一等の実証研究は、連結決算書における評価単位の形成と附属説明書ないし状況報告書での記載状況について調査している。調査によれば、132 コンツェルンの34%が評価単位を形成しており、規模ごとにその形成状況をみると表1のようになる⁸⁾。

表1 規模による評価単位の形成状況

コンツェルンの規模	コンツェルンの数	評価単位の形成（比率）
小規模	34	6%
中規模	67	37%
大規模	31	58%

表においてコンツェルンの規模は連結貸借対照表合計によって分類されている。すなわち、小規模コンツェルンは連結貸借対照表合計が0～50,000千ユーロ、中規模コンツェルンは50,001～300,000千ユーロ、そして大規模コンツェルンは300,000千ユーロ超のコンツェルンである。

表にみるように、大規模コンツェルンはその多くが評価単位を形成しているが（58%）、小規模コンツェルンの場合はずか6%にすぎない。また、オザ一等は評価単位を形成していないコンツェルンについて連結附属説明書等での記載により、リスク管理の枠組でヘッジ対象のリスクヘッジが行われているかどうかを調べている。それによると、評価単位を形成していないコンツェルン（87）のうち36%（31）がリスク管理の枠組でヘッジ活動をしているとのことである⁹⁾。それゆえ、事実上、経済的ヘッジ関係を構築しているコンツェルンは全調査対象の58%（76）となる¹⁰⁾。

このように、実態調査によれば、対象とされたコンツェルンのおよそ4分の1は商法上の評価単位を形成することなくヘッジ活動を行っており、その結果、評価単位を形成しているか否かにかかわらず経済的ヘッジ関係を構築しているコンツェルンは全体の6割近くとなる。ヘッジ関係を構築しているにもかかわらず、254条を適用せず評価単位を形成しないのは、オザ一等によれば、ヘッジ関係の有効性の監視と維持および記述のために追加費用を要すること、またはリスク管理の枠組で形成された経済的ヘッジ関係が評価単位の形成に係る商法規定に合致しない（要件を満たさない）ことがその理由であろうと考えられている¹¹⁾。

(2) ヘッジ関係の種類

評価単位が形成された連結決算書について、評価単位がいかなるヘッジ関係（マイクロヘッジ、マクロヘッジまたはポートフォリオヘッジ）で、またそれぞれいかなる程度で形成されているかが調査されている（複数回答）。

該当する記載が見出されるかぎり（必ずしも決算書からいかなる評価単位が形成されているかが明らかになるわけではない）、マイクロヘッジがもっともよく利用されているということである。すなわち、評価単位を形成しているコンツェルンの47%がマイクロヘッジを形成していること、また16%が評価単位としてのポートフォリオヘッジを記述していることが読み取れたという。それに対してマクロヘッジはあまり利用されず、コンツェルンの13%がこのタイプの評価単位を形成しているに過ぎない¹²⁾。

このような結果になっている理由として、オザー等は、リスク管理やヘッジ関係の有効性監視の観点からマイクロヘッジの形成が選好されること、それに対し、ポートフォリオやマクロヘッジは費用がかかりすぎるという点を挙げている。ポートフォリオヘッジの場合はさらにポートフォリオとしての均質性が証明されなければならないという負担もある¹³⁾。

ヘッジ関係が適切な監視を必要とするということから、さらにコンツェルンの規模ごとにかくなるヘッジ関係が利用されているかについて調査がなされている。調査によると、中規模コンツェルンではマイクロヘッジが52%、大規模コンツェルンでは42%ということが明らかとなった。さらに、大規模コンツェルンではマイクロヘッジが83%、ポートフォリオヘッジが71%であることが観察できたという¹⁴⁾。これは、大規模コンツェルンの場合、比較的複雑なヘッジ関係が構築され、その結果、複雑なポートフォリオヘッジが評価単位として形成されることを意味している。

(3) ヘッジ対象リスクとヘッジ関係

ヘッジ対象リスクに関する調査結果は、表2のとおりである（複数回答）¹⁵⁾。

表2 連結決算書におけるヘッジ対象リスク

ヘッジ対象リスク	コンツェルン（比率）
金利リスク	71%
為替リスク	58%
その他の価格変動リスク	27%

評価単位を形成している連結決算書では、金利リスクのヘッジという記載が大部分であり（71%）、そのほとんどが変動利付債務を基礎取引とし、またほとんどが金利スワップまたはキャップによってヘッジされているということである。金利リスクに次いで為替リスクという記載が58%であり、その場合、リスクは、外貨建てで契約された調達取引に最も多く起因するものであるが、外貨建て債権や債務によるものもある。為替リスクのヘッジのために主として為替先物取引が、また一部ではオプションもヘッジ取引として利用されている。3番目にその他の価格変動リスク（例えば、原材料価格）が続き、27%の比率である。この場合、ヘッジのために商品先物取引が多く利用されているが、場合によっては固定価格取引も締結されている¹⁶⁾。

なお、調査によれば、評価単位を形成しているコンツェルンの31%で予定評価単位が形成され、主として予定外貨建売上取引のヘッジ目的で為替先物取引が利用されている。場合によっては、予定金融取引による金利リスクも金利スワップにより、また予定原材料調達取引の価格変動リスクが先物取引によってヘッジされている。なお、予定評価単位は、中規模および大規模コンツェルンによってのみほぼ同比率で形成されており、小規模コンツェルンでは確認されなかったとのことである¹⁷⁾。

(4) 評価単位に関する記載

314条1項15号によると、連結決算書において254条を適用した場合は、連結附属説明書で次の記載をするよう義務付けられる。すなわち、a) ヘッジのために評価単位に含まれる個々の資産、負債、未決取引および高い確率で予定される取引の金額、リスクの種類ならびに評価単位によりヘッジが行われるリスクの金額、b) ヘッジが行われる個々のリスクについて、その理由、金額および逆方向の価値変動またはキャッシュフローが将来的に相殺されることが予想される期

間、計算方法、c) 評価単位に含まれる高い確率で予定される取引の説明がそれである。ただし、状況報告書で記載がなされている場合は、その限りではない。

表3 314条1項15号による記載が行われている決算書

記載が行われている決算書	コンツェルン (比率)
連結附属説明書	73%
一部は連結附属説明書, 一部は連結状況報告書	22%
連結状況報告書	5%

同規定による記載が行われている決算書についての調査結果を集約したものが表3である¹⁸⁾。表にみるように、評価単位を形成しているコンツェルンの73%は規定による記載を連結附属説明書で行っている。次いで、22%のコンツェルンがそれを一部は連結附属説明書、一部は連結状況報告書で行い、残りの5%が連結状況報告書に記載している。中規模および大規模コンツェルンでは連結状況報告書での記述も多くみられるとのことであるが¹⁹⁾、いずれにせよ、評価単位に関する記載は主として連結附属説明書で行われていることが明らかである。

評価単位の会計的写像で利用される方法(価額固定法または価額修正法)に関しては、コンツェルンの18%がそれを記載しているにすぎない。記載が行われているすべてのケースにおいて価額固定法が適用され、価額修正法はまったく見られなかったとのことである²⁰⁾。

ヘッジ対象リスクについては、調査によれば、評価単位を形成しているほとんどすべてのコンツェルンがそれを記載している。また、コンツェルンのおよそ3分の2が価値変動またはキャッシュフローの相殺の理由、金額および期間について記述し、コンツェルンの60%がヘッジされた基礎取引の金額とヘッジ対象リスクの金額について記述している。なお、コンツェルンの56%が評価単位の種類について、38%がヘッジの有効性の測定方法について記述している²¹⁾。

有効性の測定方法に関して、その事前測定について記述しているすべてのコンツェルンはクリティカル・ターム・マッチ法を適用しているということである。この方法は事後測定においても76%で利用されている。その他の方法としてはドル・オフセット法も利用されている。それに対して統計的方法はまったく挙げられていなかったとのことである²²⁾。

なお、1コンツェルンのみ、有効性が認められないという理由で予定より早い時期での評価単位の指定解除について記載している。また、予定評価単位が形成されている場合、ケースの86%でそれが記述されていたという²³⁾。

(5) 連結決算書における評価単位形成の状況

オザー一等の実証研究によれば、対象とされたコンツェルンのおよそ3分の1が254条による評価単位を形成しているにすぎない。評価単位の種類としては比較的単純なヘッジ関係、すなわちマイクロヘッジが中心であり、有効性の測定もそれほど費用のかからないクリティカル・ターム・マッチ法の利用が多い。評価単位の形成に対するこのような慎重ないし消極的な姿勢と単純なヘッジ関係の選好は、評価単位に関する文書化に対して強い要請があり、また有効性の監視や測定のために追加費用を要することによるものと思われる。

なお、オザー一等は連結附属説明書または連結状況報告書での評価単位に関する記載の完全性について改善の余地があるとしている²⁴⁾。

IV 連結決算書における評価単位形成上の問題

1 義務か選択権か

既述したように、リスク管理の枠組における経済的ヘッジ関係の構築と商法規定に基づく評価単位の形成はそれぞれ区別されなければならない。前者は事実関係としてのヘッジ活動であり、後者はその会計的写像である。その結果、企業が経済的ヘッジ関係を会計的に写像すべきか否かが問題となる。なぜなら、現実にヘッジ活動が行われていても、例えばそれが商法上の要件を満たさない場合（有効性や文書化上の問題等）、評価単位として形成されないことが考えられるからである。かくして、商法上の評価単位の形成が企業にとって義務であるのか、あるいは選択権なのか問題となる。

この点に関し、IDW は会計意見書「商法上の評価単位の会計処理」草案において評価単位の形成は選択権であるとする立場であった²⁵⁾。その後の確定版においても、草案ほど明確ではないものの、引き続きそれを選択権とみなしていることは明らかである。このような IDW の見解は、商法典の条文から選択権を導き出すフェーシュル＝ユージンガーによって支持され²⁶⁾、またリュエデンバッハ＝フライベルグも選択権とする考え方に同意している²⁷⁾。

それに対し、評価単位の形成を選択権ではなく義務とする見解は、例えばケスラーに見出すことができる。彼は、条文と政府草案の解釈から 254 条の要請を満たすヘッジ関係は必然的に評価単位として写像されなければならないと考える²⁸⁾。また、フィツァー＝シャーフ＝シャバーも評価単位形成の義務を支持している²⁹⁾。

2 選択権としての評価単位の形成

評価単位の形成に関しては上述のように 2 つの相反する見解がみられるが、IDW や文献においてはそれを選択権とする見方が優位と思われる。オザー等の実態調査によっても、実務において企業は評価単位の形成を選択権とみなしていることは明らかである。

このように評価単位の形成を選択権と考えるとしても、その行使により評価単位が形成された場合は、評価の継続性（評価単位は 1 つの評価対象にほかならない）や恣意性の禁止といった一般原則の制約を受けることになる。すなわち、企業は状況が変わらないかぎり、評価単位の形成について行った決定に拘束される³⁰⁾。また、リスク管理の枠組で構築された経済的ヘッジ関係が評価単位として形成されることになれば、原則的に評価単位は当該ヘッジ関係が存続する間、有効に維持されなければならない。

さらに、評価単位を形成した場合、既述のように評価単位について附属説明書等でさまざまな記載を行うことが必要となる。この場合、小規模または中規模企業のための簡素化規定は存在しない。企業には附属説明書か状況報告書で記載するという開示上の選択権があるだけである。このように評価単位を形成した場合、企業はヘッジ関係の有効性を監視し維持するとともに、附属説明書等で評価単位に関する必要な記載を義務付けられることに留意しなければならない。

3 評価単位の形成に伴う問題

(1) 個別決算書の評価単位と連結決算書の評価単位

評価単位の形成を選択権とする見解に従う場合、個別決算書と連結決算書で形成される評価単位がそれぞれ異なりうるという問題が生じる³¹⁾。308 条 1 項 2 文によれば、連結決算書に統合さ

れる個別決算書に関係なく、親企業により連結決算書で評価の選択権が行使可能である。もちろん、連結決算書での選択権の新規行使も評価の継続性や恣意性の禁止といった制約を受けることは言うまでもない。

この点に関して、IDWも連結決算書における評価の選択権は個別決算書とは別に新規に行行使可能であるという見解である。IDWによれば、連結決算書でのかかる選択権の行使は、連結決算書に統合される企業の資産および負債は親企業の年度決算書に適用される評価方法に従って統一的に評価されなければならないとする統一的評価原則（308条1項1文）の制約をなんら受けない。なぜなら、IDWは評価単位の場合は252条1項6号の「前期の年度決算書において適用された評価方法は維持されるものとする。」という継続性原則を適用しなくてよいと考えているからである³²⁾。

かくして、IDWの考え方によると、連結決算書での評価の選択権の新規行使は、連結決算書で新たな評価単位を形成するかまたは形成しないことを可能とする。企業は場合によっては個別決算書で評価単位を形成し、連結決算書では新たに選択権を行使して評価単位を形成しないことができる。例えば、個別決算書で評価単位を形成して249条1項による（基礎取引に対する）予想損失引当金を設定せず、それに対し、連結決算書では評価単位を形成せずに予想損失引当金を設定した連結損益を表示することができよう。これとは逆に個別決算書では配当政策への影響を考慮して評価単位を形成せず、それに対して連結決算書では評価単位が形成されるように選択権を行使することもできよう。この場合は個別決算書で予想損失引当金が設定され、連結決算書ではそれが設定されないこととなる。

以上の考察は、評価単位の形成を選択権と考えた場合の個別決算書と連結決算書での二重の会計処理、言い換えれば会計操作の可能性を示すものである³³⁾。もちろん、BilMoGによる254条の導入がかかる会計操作を意図していたと考えるわけではない。BilMoGの意図が商法決算書の言明能力を高めるために計上および評価の選択権を制約することにあつたことは言うまでもない。しかし、いずれにせよ、評価単位の形成を選択権とした場合、個別決算書と連結決算書との間に以上のような会計操作の問題が生じる可能性があり、このことが企業に評価単位の形成に慎重たらしめる一因となっているのかもしれない。

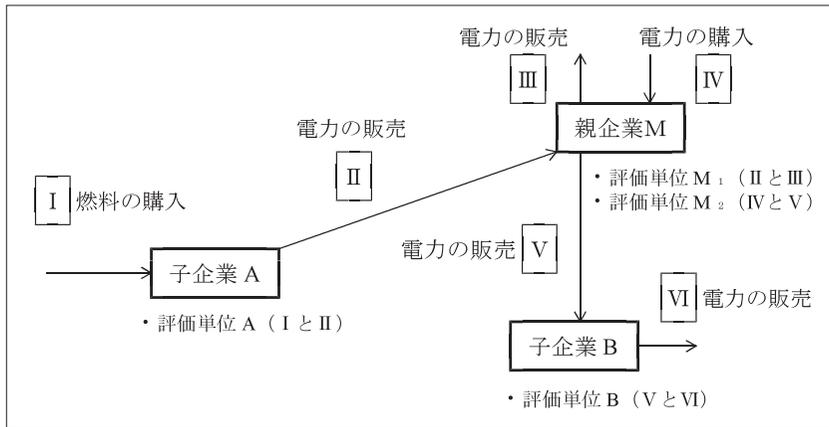
(2) 評価単位の新形成

個別決算書の評価単位がそのまま連結決算書の評価単位として引き継がれるかどうか、それとも連結決算書に統合される個別決算書とは別に新たに形成されるべきかどうかといったもう1つの問題がある³⁴⁾。ここで評価単位の形成とは基礎取引とヘッジ取引を確定（定義）することを意味している。この問題を次頁の図1の事例によって考えてみよう³⁵⁾。

図のように、親企業Mと子企業A、Bからなるコンツェルンを想定する。コンツェルンは電力を生産・販売しており、まず、子企業Aが外部から燃料を購入し（I）、生産した電力を親企業Mに先物で販売する（II）。続いて親企業Mはコンツェルンとしてのリスク管理の観点から卸売市場で電力を先物販売し（III）、同時に同量の電力を先物で買入れる（IV）。最後に親企業Mはこの電力を子企業Bに先物で販売するが（V）、子企業Bでは電力を顧客に高い確率で販売することが期待されている（VI）。このように取引II～VIはすべて先物取引または予定取引として行われ、相互にヘッジしあう関係にある³⁶⁾。

上例において、子企業Aにとって燃料の購入Iは基礎取引であり、それは電力の先物販売IIによってヘッジされる。すなわち、子企業Aでは個別決算書においてIとIIにより評価単位が形成

図1 コンツェルン企業におけるヘッジ関係



される（評価単位A）。他方、親企業Mでは子企業Aからの電力の先物購入IIと卸売市場での先物販売IIIをそれぞれ基礎取引とヘッジ取引とする評価単位（評価単位M₁）と、卸売市場での電力の先物購入IVと子企業Bへの先物販売Vを基礎取引とヘッジ取引とする評価単位（評価単位M₂）が形成される。最後に子企業Bは高い確率で期待される電力の予定販売VIと先物購入Vを基礎取引とヘッジ取引として予定評価単位（評価単位B）を形成する。このように、事例においては3つの個別決算書であわせて4つの評価単位が形成されることとなる。

それに対し、連結決算書においては、297条3項1文により1つの経済単位にふさわしい1つの財産状態、財務状態および収益状態の表示が求められ、その結果、事例の場合、新たな評価単位の形成が求められることとなる。なぜなら、コンツェルンにとって親企業への電力販売IIと子企業への電力販売Vは内部取引であり、それゆえ、それらは連結決算書では評価単位の構成要素となりえないからである。コンツェルンの観点から、燃料購入Iは基礎取引として卸売市場での電力の先物販売IIIによってヘッジされる（評価単位K₁）。また、卸売市場での電力の先物購入IVはヘッジ取引として、高い確率で期待される予定販売VIを基礎取引とする予定ヘッジとなる（評価単位K₂）。かくして、連結決算書で形成される評価単位は評価単位K₁と評価単位K₂の2つであり、個別決算書でのあわせて4つの評価単位とは異なるものとなる。

以上のように、個別決算書での評価単位は連結決算書にそのまま引き継ぐことができない場合もあり、このことはコンツェルンとして新たに評価単位を形成する必要があることを意味する。それはヘッジ関係の有効性を測定し直すことを意味し、また285条23号による個別決算書と連結決算書の附属説明書の記載を異なるものとする³⁷⁾。この点もまたコンツェルンにとって評価単位の形成をためらわせる一因となっているのかもしれない。

V むすび

本稿における考察を要約すれば、以下のとおりである。

- (1) 新商法施行直後の非上場中堅企業（コンツェルン）の連結決算書における評価単位の形成状況をオザー等の実証研究を通じて管見した。彼らの実態調査によれば、調査対象としたコンツェルンの多くがヘッジ活動を行っているものの、商法典254条による評価単位を形成してい

るコンツェルンは3分の1程度にすぎない。評価単位は比較的単純なヘッジ関係、すなわちミクロヘッジが中心で、ヘッジ対象リスクは主に金利リスクと為替リスクである。また、評価単位（ヘッジ関係）の有効性の測定方法は、事前測定と事後測定のいずれにおいてもそれほど費用のかからないクリティカル・ターム・マッチ法がほとんどである。なお、評価単位の会計処理については、それを記述しているすべてのコンツェルンが価額固定法を採用している。

- (2) 商法規定による評価単位の形成が義務か選択権かという議論がある。ドイツ経済監査士協会や文献における見解および会計実務をみると、選択権とする見解が優位と思われるが、選択権とする場合、特に連結決算書上で問題が生じるように思われる。まず、個別決算書と連結決算書における評価単位の形成において異なる選択がなされうるという問題である（二重の会計処理）。この場合、例えばヘッジ対象（基礎取引）に対する予想損失引当金の設定いかんにより、個別決算書と連結決算書とで異なる損益が表示されるという問題が生じうる。
- (3) 評価単位の形成を選択権とする場合のもう1つの問題は、個別決算書で形成された評価単位がそのまま連結決算書に引き継がれうるかどうかということである。親企業と子企業で形成された評価単位が必ずしもそのまま連結決算書に引き継がれるわけではないことが例証された。それはコンツェルンの内部取引にかかわる評価単位について問題となる。その場合、評価単位の有効性や附属説明書等の記載について見直しが必要となり、それは企業に相応の負担を強いることになる。
- (4) ドイツ中堅企業（コンツェルン）における評価単位形成の実態をみると、商法規定による評価単位を形成している企業はそれほど多くないという印象を受ける。評価単位の形成に企業が慎重ないし消極的になる理由として、ヘッジ関係を評価単位として形成する際の法的要件（有効性の測定・維持や文書化）が厳しいこと、評価単位の有効性の測定・維持や文書化のための追加費用が負担となること、あるいは個別決算書と連結決算書で形成される評価単位が必ずしも一致せず、その場合に生じる会計操作（二重の会計処理）に対する疑念を避けたり、追加費用を回避しようとするのが考えられる。

注

- 1) Küting, Kahrheintz/Lam, Siu, Bilanzierungspraxis in Deutschland - Theoretische und empirische Überlegungen zum Verhältnis von HGB und IFRS, in: Deutsches Steuerrecht, Heft 20/21, 2011, S. 991-996.
- 2) Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland E.V., Entwurf - Stellungnahme zur Rechnungslegung: Handelsrechtliche Bilanzierung von Bewertungseinheiten (IDW ERS HFA 35), 2010, Tz 15.
- 3) Derselbe, Stellungnahme zur Rechnungslegung: Handelsrechtliche Bilanzierung von Bewertungseinheiten (IDW RS HFA 35), FN-IDW 7, 2011, S. 451. また、拙稿「海外資本参加と評価単位によるヘッジ会計」『県立広島大学経営情報学部論集』第4号, 2012年, 126頁以下参照。
- 4) 予定評価単位については、拙稿「ドイツ商法典による評価単位の形成とヘッジ会計ー予定評価単位を中心にー」『県立広島大学経営情報学部論集』第4号, 2011年, 117-129頁参照。
- 5) Oser, Peter/Hahn, Klaus/Breitweg, Jan/Eisenhardt, Patrick, Das Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz in der Praxis mittelständischer Unternehmen - Empirische Auswertung, BDI-Drucksache Nr. 447, November 2011.

- 6) Ebenda, S. 8.
- 7) Ebenda, S. 9.
- 8) Ebenda, S. 42. なお, 表 1 は引用論文中の表をもとに筆者が作成したものである。
- 9) Ebenda, S. 42. 引用論文においてはコンツェルン数は明示されていないが, ここでは便宜上, 比率に基づき算出している。
- 10) なお, 現実にヘッジ活動を行っているが評価単位を形成していないコンツェルンの 77%は連結附属説明書の記載からヘッジ活動が読み取れたが, 残りの 23%については同様の記載は連結状況報告書で見出されたとのことである。Vgl. Ebenda, S. 42.
- 11) Ebenda, S. 42.
- 12) Ebenda, S. 42.
- 13) Ebenda, S. 42.
- 14) Ebenda, S. 42.
- 15) Ebenda, S. 43. 表 2 は引用論文中の表をもとに筆者が作成したものである。
- 16) Ebenda, S. 43.
- 17) Ebenda, S. 43.
- 18) Ebenda, S. 43. 表 3 は引用論文中の表をもとに筆者が作成したものである。
- 19) Ebenda, S. 43.
- 20) Ebenda, S. 43. なお, 価額固定法と価額修正法については, 拙稿「評価単位に基づくヘッジ会計の新展開—ドイツ会計法現代化法草案の規定を中心に—」『県立広島大学経営情報学部論集』第 1 号, 2009 年 2 月, 47 頁以下参照。
- 21) Ebenda, S. 43.
- 22) Ebenda, S. 43f.
- 23) Ebenda, S. 44.
- 24) Ebenda, S. 44.
- 25) Vgl. Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland E. V., Entwurf - Stellungnahme zur Rechnungslegung: Handelsrechtliche Bilanzierung von Bewertungseinheiten (IDW ERS HFA 35), 2010, Tz 9.
- 26) Vgl. Förstche, Gerhart/Usinger, Reiner, in: Beck'scher Bilanzkommentar, 7. Aufl. 2010, S. 554.
- 27) Vgl. Lüdenbach, Norbert/Freiberg, Jens, Handelsbilanzielle Bewertungseinheiten nach IDW ERS HFA 35 unter Berücksichtigung der steuerbilanziellen Konsequenzen, in: Die Betriebs-Berater, Heft 44, 2010, S. 2683f.
- 28) Vgl. Kessler, Harald, in: Haufe HGB Bilanzkommentar, 2. Aufl., 2010, S. 635.
- 29) Vgl. Pfitzer, Norbert/Scharpf, Paul/Schaber, Mathias, Voraussetzungen für die Bildung von Bewertungseinheiten und Plädoyer für die Anerkennung antizipativer Hedges (Teil 1), in: Die Wirtschaftsprüfung, Heft 17, 2007, S. 678
- 30) Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland E.V., Stellungnahme zur Rechnungslegung: Handelsrechtliche Bilanzierung von Bewertungseinheiten (IDW RS HFA 35), FN-IDW 7, 2011, S. 678.
- 31) Drewes, Michael, Offene Fragen zur Bildung handelsrechtlicher Bewertungseinheiten in Konzern, in: Der Betrieb, Nr. 5, 2012, S. 242.
- 32) Ebenda, S. 242.
- 33) Ebenda, S. 243.

34) Ebenda, S. 243.

35) Ebenda, S. 243. なお, 図 1 では引用論文中の同図に補足説明を加えている。

36) 本来は市場における先物取引と相対による先渡取引とを区別すべきであるが, ここでは, 便宜上, 両者ともに先物取引 (Termin) としている。

37) Ebenda, S. 243.